一般社団法人　岐阜県産業環境保全協会　会報

ぎふ環境保全

● 発行 ●
平成24年
4月15日

VOL. 90

【特　集】
◆（社）岐阜県産業環境保全協会第45回通常総会

【行政ニュース】
◆放射性物質汚染対処特措法の全面施行について
岐阜県環境生活部廃棄物対策課

目　　次

特　　集　㈳岐阜県産業環境保全協会第45回通常総会 …… 2
（一社）同　平成24年度事業計画書 …… 5

行政ニュース　放射性物質汚染対処特措法の全面施行について
岐阜県環境生活部廃棄物対策課 … 8

振興局だより　「岐阜県リサイクル認定製品」　岐阜県西濃振興局環境課 … 13

シリーズ　わがまちの環境保全と対策
「ハリンコが泳ぎ、ホタルが舞う水都・大垣」を目指して
大垣市長　小川　敏 … 15

情報コーナー　みんなで相乗効果を高めるプロジェクト「ＣＳＲ２プロジェクト」
青年部会会長　小塚将樹 … 16

協会だより　〈㈳岐阜県産業環境保全協会〉
理事会の開催（２月15日） …… 19
委員会の開催（１月25日・１月26日） …… 19
一般社団法人岐阜県産業環境保全協会への名称変更 …… 20
青年部会の動向 …… 20
〈（公社）全国産業廃棄物連合会〉
全国正会員会長・理事長会議等（２月24日） …… 20
全国正会員事務局責任者会議（２月３日） …… 20
〈中部地域協議会〉
全体会議の開催（２月27日） …… 21
専務理事会議の開催（１月31日） …… 21

お知らせ　新しい会員証を配付します …… 22
リソルとの会員契約は休止します …… 22
協会ホームページに会員専用入り口を開設しました …… 23
業務災害補償制度のご案内 …… 23
2013年版協会カレンダーに掲載する写真の募集 …… 24
岐阜県、岐阜市の人事異動（関係分） …… 26
平成24年度産業廃棄物処理業の許可申請等講習会日程 …… 27
許可の有効期限にご注意 …… 28
電子マニフェストシステムの加入申込み方法と加入実績 …… 29
協会への入会のおすすめ …… 30
会費の納入は便利な口座振替で …… 31
産業廃棄物管理票（マニフェスト）等の購入について …… 32
産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書 …… 33

編集後記 …… 34

表紙写真　「臥龍桜」（高山市） …… フォト飛水　河合正雄

㈳岐阜県産業環境保全協会第45回通常総会

事業計画・予算及び会費規程の改正等を承認

社団法人としての最後となる㈳岐阜県産業環境保全協会の第45回通常総会が、平成24年３月13日㈫に岐阜市内の「ホテルグランヴェール岐山」において、来賓のご臨席のもと盛大に開催されました。総会では、最初に優良事業所・優良従事者等の表彰を行い、議事では、新年度からの「一般社団法人」への移行に対応した、平成24年度の事業計画案と予算案、会費規程の変更案等がそれぞれ原案のとおり承認されました。また、総会終了後は「企業活動における暴力団等反社会的勢力対策」と題した講演会が開催され、出席者の方には熱心に受講いただきました。

理事長挨拶

本日、ここに第45回通常総会を開催するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、公私ともにご多用の中、加えて議会開会中にも関わらず、ご出席を賜りました、秦県生活環境部次長様、足立県議会副議長様をご来賓にお迎えして、総会を開催することができましたことを、心より厚く御礼申し上げます。

また、会員の皆様には、お仕事のお忙しい中、多数ご出席を頂き誠にありがとうございます。

あの東日本大震災から１年がたちまして、今、新聞紙上では、震災がれきの処理が遅々として進まないこと、そしてその大きな原因として、自治体が、がれきの受入に消極的であることなどが報じられています。

昨年の総会は、震災直後の３月15日でした。この時には、協会員は、がれきの処理に参加し、１日も早い被災地の復旧、復興に貢献できるものと信じていたことと思います。ところが、放射性物質による廃棄物の汚染が明らかになり、処理が停滞するところとなりました。

粥川理事長挨拶

しかし、今年１月に「放射性物質汚染対策特措法」が施行され、処理基準も定められた今、協会員の皆様には、あらゆる機会をとらえ、廃棄物処理のプロとして、震災がれきの処理に力を発揮して頂きたいと思います。

さて、業界を取り巻く経済情勢はと言いますと、「横ばい」が「底堅い動き」になったとか、「持ち直し」ていたのが「横ばい」になったとか、大きな動きは望めないようです。震災のみならず、構造的な影響があるように思われます。

我々の仕事の根幹となる「廃棄物処理法」ができて、40年以上が経過し、経営の主体も次の世代、更にはその次の世代へと移りつつあ

ります。経済情勢好転への待望もさることながら、新しい時代の事業展開は、新しい世代の知識と知恵に期待するところ大であります。

今総会が、社団法人として最後の総会になります。本日の議事では、４月以降の「一般社団法人」としての協会運営を前提として議案を提出しております。

社団法人、一般社団法人、いずれに致しましても、産業廃棄物の適正処理を通じて、「産業の発展と良好な生活環境」の保全に寄与することが、われわれ協会員の最大の役割であることを肝に銘じて協会を運営して参ります。

皆様方には、議事の慎重な審議と適切な議決をお願い致します。

最後になりましたが、総会終了後は、岐阜県暴力追放推進センター 専務理事の丹羽様に、ご講演をいただくことにしております。昨年の４月、県民の生活や社会経済活動から暴力団を排除することを目的に「岐阜県暴力団排除条例」が施行されて、ちょうど１年になります。この条例では、県民や事業者の責務が明らかにされております。皆様方には、本日の講演が事業者として、また県民として、条例の趣旨に沿った社会貢献の一助になるものと信じております。引き続き、ご聴講頂きますようお願いします。

様々申し上げましたが、本日ご出席の皆様の、一層のご理解とご協力をお願い致しまして、開会にあたってのご挨拶とさせて頂きます。

優良事業所・優良従事者・創意工夫功労の表彰

総会では、理事長挨拶に続いて、平成23年度理事長表彰[優良事業所・優良従事者・創意工夫功労]の表彰式が行われ、受賞事業所、従事者及び功労者に、粥川理事長から表彰状と記念品が手渡されました。

受賞をされました事業所と従事者の方は、次のとおりです。

○優良事業所

小塚メタル株式会社
中日本クリーナー株式会社

○優良従事者

丁　明夫	株式会社マテリアル東海	代表取締役会長
丹羽　武	有限会社丹羽建材	代表取締役
山田　辰成	寿和工業株式会社	工務部土木課長
花澤末治郎	サトマサ株式会社	主任
古田　博志	株式会社斫木村	施工管理部課長
木村　哲男	株式会社斫木村	リサイクルセンター取締役センター長
山田　和裕	株式会社カンチ	工場長代理
日比野　幸	株式会社カンチ	
福　義明	株式会社美濃環境保全社	主任
久保　育男	平成舗道有限会社	主任心得
太田　多朗	中部浄化工業株式会社	運転手

○創意工夫功労

鵜飼　浩二　株式会社全圏調査試験所　所長

総会では、理事長表彰に続いて、ご来賓の古田肇岐阜県知事（秦康之環境生活部次長代読）、足立勝利岐阜県議会副議長から祝辞を賜りました。また、岐阜市長細江茂光様、（公社）全国産業廃棄物連合会長石井邦夫様、同中部地域協議会長永井良一様からそれぞれ祝電を頂きました。

祝辞後、議事に移り、有限会社丹羽建材代

第45回通常総会

表取締役丹羽武氏を議長に選出し、最初に、第１号議案「平成24年度事業計画について」と第２号議案「平成24年度予算について」が一括して議題とされ、審議の結果、いずれも原案のとおり承認されました。次に、一般社団法人への移行に伴い、法人の名称等の変更を行うための、第３号議案「㈳岐阜県産業環境保全協会会費規程の一部改正について」、一般社団法人への移行に伴い、公益目的事業実施の財源にするため産業廃棄物対策基金を廃止するための、第４号議案「㈳岐阜県産業環境保全協会産業廃棄物対策基金設置運営規程の廃止について」が、順次議題として審議され、いずれも原案のとおり可決されました。

優良事業所・優良従事者・創意工夫功労表彰 受賞者の皆さん

左からサトマサ㈱花澤主任、㈱新木村古田施工管理部課長、同木村リサイクルセンター取締役センター長、小塚メタル㈱、中日本クリーナー㈱、㈲丹羽建材丹羽代表取締役、㈱カンチ山田工場長代理、同日比野氏、㈱美濃環境保全社福主任、㈱全国調査試験所鵜飼所長

㈱マテリアル東海丁代表取締役会長

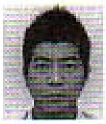

寿和工業㈱山田工務部土木課長

平成舗道㈲久爲主任心得

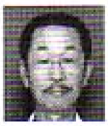

中部浄化工業㈱太田運転手

講演会を開催

総会終了後には、（公財）岐阜県暴力追放推進センター専務理事の丹羽 修様を講師に迎え「企業活動における暴力団等反社会的勢力対策」と題した演題で講演をいただきました。講演では「暴力団排除条例施行１年」となることから、事業者として、暴力団関係者への利益供与として禁止される事項や契約時の暴力団排除条項等について事例を交えて講演をいただきました。

丹羽専務理事の講演

なお、この講演の内容については、次号の「91号」に掲載する予定にしています。

平成24年度　事業計画書

平成24年３月13日(火)に開催された第45回通常総会において平成24年度の事業計画が承認されました。今年度はこの事業計画に沿って運営を行ってまいります。

第１　基本方針

昨年３月11日の東日本大震災によって発生した、約2,400万トンの災害廃棄物の処理は遅々として進んでいません。産業廃棄物の年間発生量の約６％に相当する廃棄物の処理には、廃棄物処理業界のノウハウに大きな期待が寄せられていました。しかし、量の多さに加えて、放射性物質による汚染の問題が加わり、処理が著しく停滞しています。

今年の１月１日には、「放射性物質汚染対策特別措置法」が施行され、放射性物質により汚染された廃棄物の処理方針が明確になりました。今後は、住民の理解とわれわれ廃棄物処理業界の協力のもと、一日も早く廃棄物の処理が軌道に乗ることを願わざるを得ません。

また、業界活動のベースとなる経済見通しは、東日本大震災の影響が大きい中でも緩やかに持ち直している、とされています。政府の復興施策による景気の向上もさることながら、業界が独自にできることも考えなければなりません。

廃棄物処理法施行後、既に40年を経過し、世代は第二、第三へと移行しつつあります。このような背景のもと、若い世代が主体となったイノベーションに期待を寄せ、若い世代がチャレンジ精神を発揮できるような土壌作りも急務となっています。

さて、平成24年度は、一般社団法人への移行に伴い、法令の定めに従って新たな法人会計処理方法を導入しました。従来の「一般会計」及び「特別会計」の区分を改め、「実施事業等会計」、「共益事業会計」及び「法人会計」の区分と致しました。「実施事業等会計」では、公益を目的とする事業を、「共益事業会計」では、協会員の支援を目的とする事業を所管します。また、「法人会計」は、主として協会を運営、維持するための事業を所管することになります。

特に、「共益事業会計」では、従来の十数項目に及ぶ事業を４つの大きな項目に再編成しました。昨年の法改正以降の、規制から優良事業者の育成への流れに沿った事業展開に配慮を致します。

４月からは、新たに一般社団法人として活動をすることになりますが、協会としては引き続き、「リサイクル、適正処理、及び法令遵守に徹し、顧客と社会の信頼確保」を大原則として事業を推進して参ります。

第２　事業計画

平成24年度において取り組むべき主たる事業を次のとおり定め、社会情勢の変化に対応

しつつ、次の事業を推進していきます。

〔実施事業〕

1　啓発普及事業

⑴　情報化社会に対応するため、ホームページ等による情報の提供、収集の迅速化を図るなど、情報化事業を積極的に進めます。

⑵　産業廃棄物処理に関する正しい認識と理解を県民の方に深めてもらうように、環境フェア等への協賛、新聞広告等により啓発活動を行います。

⑶　産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関する会員の相談に幅広く応じ、必要な情報等を提供します。また、排出事業者や一般県民からの相談に応じ、積極的に会員業務の紹介を行います。

⑷　協会報「ぎふ環境保全」(年4回)発行し、会員及び関係者に情報提供を行います。

⑸　「協会要覧」(会員名簿)を年1回発行し、会員の事業の周知等を行います。

⑹　県内の豊かな自然をテーマとした「オリジナル協会カレンダー」を作成、配布することによって適正処理の大切さを啓発します。

2　産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及事業

⑴　産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及に努めます。併せて、公益社団法人全国産業廃棄物連合会等が発行する産業廃棄物管理票(マニフェスト)を利用者に頒布します。

⑵　国、岐阜県、岐阜市及び財団法人日本産業廃棄物処理振興センター等と連携しつつ、電子マニフェストの普及促進を支援します。

〔共益事業〕

1　組織強化事業

⑴　健全な産業廃棄物処理業界の発展を目指し、引き続き会員の加入促進に努めます。

⑵　総会において優良会員等を表彰し、その功績を顕彰するほか、国、岐阜県及び公益社団法人全国産業廃棄物連合会等の表彰に際し、優良会員等を推薦します。

⑶　一般社団法人移行に伴う、各種業務の適正な移行を進めます。

⑷　産業廃棄物対策基金の適正な移行と運営管理を行います。

⑸　会員の許可期限及び更新手続きの案内を行い、事務手続きを支援します。

⑹　協会活動の健全な発展を図るため、協会の次世代を担う若者で構成する青年部会活動を支援します。

⑺　会員の福利厚生事業等の充実に努めます。

2　調査及び研修事業

⑴　産業廃棄物処理に関する研修会、講演会等を開催するとともに、産業廃棄物処理施設等の視察の機会を設け、会員の知識、技術の向上を図ります。

⑵　産業廃棄物処理業の経営の改善、労働安全衛生の向上等、事業優良化の促進を図るため、研修会、講習会等を開

催します。また、国及び岐阜県等の行う優良処理施設の認定制度等の情報を積極的に提供します。

(3) 公益社団法人全国産業廃棄物連合会をはじめとする関係団体が実施する産業廃棄物の適正処理、再生利用、環境保全等に関する調査研究等へ積極的な参加に努めます。

(4) 産業廃棄物に関係する情報や 関係法令の改正等に係る資料を、「保全協News」、「協会ホームページ」等を通じて、随時会員に提供します

(5) 産業廃棄物処理にかかる総合情報誌「いんだすと」を、毎月正会員に配付します。

(6) 産廃手帳(2013年版)を会員に配付します。

(7) 会員に産業廃棄物処理等に関する図書の紹介、各種資料の提供を積極的に行います。

3　適正処理支援事業

(1) 産業廃棄物処理関係の会議等へ積極的に参加し、会員の要請に応じて産業廃棄物の適正処理や再生利用に関する技術情報の提供等に努めます

(2) 産業廃棄物の適正処理、再生利用等を一層推進するため、会員の産業廃棄物処理施設を巡回指導し、あわせて不法投棄の恐れのある地域のパトロールを行い、不法投棄の防止、早期発見に努めます。

4　協力交流事業

(1) 公益社団法人全国産業廃棄物連合会、同中部地域協議会、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、財団法人日本環境衛生センター等との交流を図り、情報の共有や相互支援の確立に努めます。

(2) 産業廃棄物関係団体が行う産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業に関する各種講習会、研修会の実施に協力をします。

放射性物質汚染対処特措法の全面施行について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

「平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号)(以下、「特措法」という。)が、平成24年１月１日から全面施行されました。

特措法は、東日本大地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質(以下「事故由来放射性物質」という。)による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的としています。

今回、特措法により規定された特定廃棄物と特定産業廃棄物やそれらの処理の際に適用される処理基準等の概要をお知らせします。

1　特定廃棄物とは

特定廃棄物は、対策地域内廃棄物と指定廃棄物に分けられます。

対策地域内廃棄物とは、その地域内において検出された放射線量等からみてその地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染されているおそれがあると認められることその他の事情から国がその地域内にある廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がある地域として環境省令に定める要件に該当し、環境大臣が指定した地域(以下「汚染廃棄物対策地域」という。)内にある廃棄物のことを指します。汚染廃棄物対策地域として、現在、福島県内の11市町村の全域又は一部が指定されています。

指定廃棄物とは、事故由来放射性物質であるセシウム134とセシウム137についての放射能濃度の合計が8,000ベクレル／kgを超え、特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物として、環境大臣に指定された廃棄物のことを指します。

特措法の基本方針において、特定廃棄物の処理は国が行うものとされ、指定廃棄物の処理は当該指定廃棄物が排出された都道府県において行うものとされています。

2　特定廃棄物の処理基準等

特定廃棄物の処理については、廃棄物処理法は適用されず、特措法に基づく特定廃棄物処理基準に従わなければなりません。以下にその概要を記します。

(1)　収集運搬基準

- 特定廃棄物の飛散・流出・漏えい防止のための措置(容器に収納する等)

- 特定廃棄物への雨水の浸入防止のための措置(遮水シートで覆う等)
- 運搬車の表面から１ｍの位置の線量当量率の制限(100マイクロシーベルト／時)　等

(2) 保管基準

- 特定廃棄物の飛散、流出等の防止のための措置(容器に収納する等)
- 公共の水域・地下水の汚染の防止のための措置(遮水シートの設置等)
- 放射線防護のための措置(立入禁止区域を設ける、土壌で覆う等)
- 敷地境界の空間線量、周縁地下水の事故由来放射性物質の濃度の測定　等

(3) 中間処理基準

- バグフィルター等の排ガス処理設備を備えた焼却設備を用いた焼却
- 排ガス及び排水中の事故由来放射性物質の濃度の測定(１月に１回以上)
- 事業場周辺の大気及び公共の水域の水中の事故由来放射性物質の濃度が基準を超えないようにすること
- 敷地境界の空間線量の測定(７日に１回以上)　等

(4) 埋立処分基準

- 放射線障害防止の効力を有する外周仕切設備を備えた遮断型処分場における埋立て(放射能濃度が100,000ベクレル／kg超の特定廃棄物を埋め立てる場合)
- 放射能濃度が8,000ベクレル／kg超100,000ベクレル／kg以下の特定廃棄物を管理型処分場において埋め立てる場合の措置(セメント固化、不透水性土壌層の設置等)
- 埋立地からの放流水、地下水等の事故由来放射性物質の濃度の測定(１月に１回以上)
- 埋立地周辺の公共の水域の水中の事故由来放射性物質の濃度が基準を超えないようにすること
- 敷地境界の空間線量の測定(７日に１回以上)
- 一日の埋立作業を終了する場合の即日覆土の実施　等

3　特定廃棄物の処理を行うことができる者

国、国の委託を受けて焼却を行う者等が特定廃棄物の処理基準に従って行う焼却を除き、特定廃棄物の焼却は禁止されています。また、国、国の委託を受けて特定廃棄物の処理を行う者等以外の者は、特定廃棄物の処理を業として行ってはならないこととされています。

(1) 特定廃棄物の焼却を行うことができる者

①国、都道府県、市町村
②国の委託を受けて特定廃棄物の焼却を行う者
③国から特定廃棄物の焼却の委託を受けた者（以下「焼却受託者」という。）の委託を受けて当該特定廃棄物の焼却を行う者であって、次のいずれにも該当するもの
　イ　焼却受託者から委託を受ける義務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務に係る特定廃棄物について十分な知識を有すること。
　ロ　欠格要件に該当しないこと。
　ハ　自ら焼却受託者から委託を受ける業務を実施すること。
　ニ　国と焼却受託者との間の委託契約に係る契約書に、焼却受託者が特定廃棄物の焼却を委託しようとする者として記載されていること。
④都道府県又は市町村の委託を受けて特定廃棄物の焼却を行う者であって、③イからハまでのいずれにも該当するもの

⑵　特定廃棄物の処理を業として行うことができる者

①国、都道府県、市町村
②国の委託を受けて特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行う者
③国から特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分の委託を受けた者（以下「処理受託者」という。）の委託を受けて当該特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行う者であって、次のいずれにも該当するもの
　イ　処理受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。
　ロ　欠格要件に該当しないこと。
　ハ　自ら処理受託者から委託を受ける業務を実施すること。
　ニ　国と処理受託者との間の委託契約に係る契約書に、処理受託者が特定廃棄物の収集、運搬、保管、又は処分を委託しようとする者として記載されていること。
④都道府県又は市町村の委託を受けて特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行う者であって、③イからハまでのいずれにも該当するもの
⑤指定廃棄物の保管を行う者であって、保管の場所の変更を行うもの

4　特定産業廃棄物とは

特定産業廃棄物とは、特定廃棄物以外の廃棄物であって、事故由来放射性物質に汚染され、又はそのおそれがある産業廃棄物のうち次表の○に該当するものです。

施設の種類	廃棄物の種類及び性状	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都※	神奈川県	新潟県※
	除染廃棄物	除染特別区域内又は除染実施区域内											
水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥		○		○	○	○	○	○	○	○		○
公共下水道及び流域下水道施設	ばいじん、燃え殻等				○	○	○	○	○	○	○	○	
公共下水道及び流域下水道施設	脱水汚泥				○		○						
工業用水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥		○		○	○	○	○	○	○	○		○
特定産業廃棄物処理施設である焼却施設	ばいじん、燃え殻等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	廃堆肥	地域限定なし											
	特定産業廃棄物の処理物	地域限定なし											

※島しょ部を除く

5　特定産業廃棄物処理施設とは

特定産業廃棄物処理施設とは、特定産業廃棄物の処理の用に供される焼却施設、溶融施設、熱分解施設、焼成施設、汚泥の脱水施設及び特定産業廃棄物の埋立処分の用に供される最終処分場のほか、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島しょ部を除く)に所在する産業廃棄物の焼却施設、溶融施設、熱分解施設、焼成施設及び汚泥の脱水施設が該当します。

6　特定産業廃棄物の処理基準等

特定産業廃棄物の処理については、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の処理基準と施設の維持管理基準に加えて、特措法に基づく特定産業廃棄物の特別処理基準と施設の特別維持管理基準に従わなければなりません。以下にその概要を記します。

(1)　中間処理基準

- 高度の機能を有する排ガス処理設備(バグフィルター、電気集じん器等)を備えた設備を用いた焼却等
- 特定産業廃棄物の保管場所であることの表示　　等

(2)　中間処理施設の維持管理基準

- 排ガス、放流水の事故由来放射性物質の濃度測定(1月に1回以上)
- 事業場周辺の大気中、公共の水域の水中の事故由来放射性物質の濃度が基準を超えないよ

うにすること
- 敷地境界での放射線量の測定（7日に1回以上）
- 測定記録の作成と保存　　等

また、焼却施設等において発生したばいじん、焼却灰等の事故由来放射性物質による汚染状況の調査と環境大臣への報告が義務付けられます。

(3)　埋立処分基準

- 特定産業廃棄物最終処分場であることの表示
- 廃棄物層の下に50cm以上の土壌を敷設（2層以上の合計でも可）
- 廃棄物層一層の厚さ3m以下で50cmの覆土を敷設
- 雨水浸入防止措置（放射性物質が溶出しやすい廃棄物（ばいじん等）の場合）　　等

(4)　最終処分場の維持管理基準

- 埋立地からの放流水、地下水等の事故由来放射性物質の濃度の測定（1月に1回以上）
- 埋立地周辺の公共の水域の水中の事故由来放射性物質の濃度が基準を超えないようにすること
- 敷地境界での放射線量の測定（7日に1回以上）
- 測定記録、図面の作成と保存　　等

7　産業廃棄物処理委託契約書及び産業廃棄物管理票に関する特例

特定産業廃棄物の処理を委託する際は、当分の間、産業廃棄物処理委託契約書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）にその旨記載することとなっています。

以上を踏まえ、特定廃棄物や特定産業廃棄物を処理する場合は、特措法に基づく処理基準等を遵守のうえ、適正に処理されますようお願いします。

特措法の詳細は、環境省ホームページをご覧ください。

http://www.env.go.jp/

お問い合わせ先
〒500－8570
岐阜市薮田南２－１－１
岐阜県環境生活部廃棄物対策課
TEL　０５８－２７２－８２１７
e-mail : c11225@pref.gifu.lg.jp

「岐阜県リサイクル認定製品」

岐阜県西濃振興局環境課

岐阜県では、リサイクル製品の利用促進を図るとともに、リサイクル産業の育成を図るため、主として県内で発生する循環資源を使用し、県内で製造されるリサイクル製品を「岐阜県リサイクル認定製品」として認定し、リサイクル製品の消費拡大を図るとともに、県事業において優先的に使用していくこととしています。

今回は、この認定製品の一つである株式会社エフピコの「エコトレー」をご紹介します。「エコトレー」は、通常の発泡スチロール製食品トレーと見た目は同じですが、使用された食品トレーを再生したものです。平成15年に岐阜県リサイクル認定製品として認定され、昨年6月23日に3回目の認定（3年毎に再認定）を受けました。この「エコトレー」を製造している場所の一つが安八郡輪之内町にある株式会社エフピコの中部リサイクル工場です。

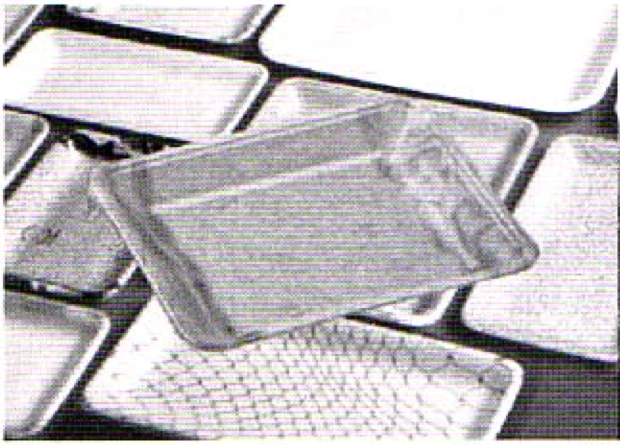

エコトレー

中部リサイクル工場

工場では、回収された使用済みの発泡スチロール製食品トレーを洗浄して細かく砕き、白トレーから作られたペレットをもう一度食品トレーに再生されています。なお、色つきのトレーから作られたペレットは、建築資材や農業資材等の製品に利用されています。

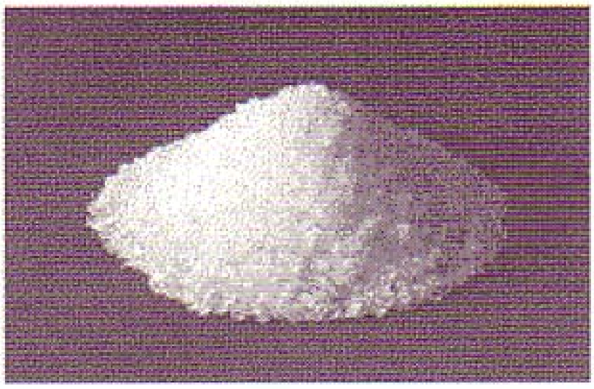

白トレーから作られたペレット

色つきのトレーから作られたペレット

また、この工場にはスーパーマーケット等から回収された食品トレーをリサイクルしやすいように整列させたり、色つきの容器と透明容器に分別したりといった大切な作業に、多くの障がい者の方が従事されています。障がい者一人ひとりの障がいの程度により作業の難易度や支援体制を変えています。

現在では、国内のスーパーマーケット等に並んでいる発泡スチロール製食品トレーの約２割が「エコトレー」(再生トレー)ということです。

なお、使用済み食品トレーをリサイクルするため、エフピコでは、消費者の方にトレーを洗って乾かした後に、スーパーマーケット等の店頭の回収ボックスに入れるようお願いしているということです。

＊　これ以外にも岐阜県リサイクル認定製品は、岐阜県のホームページ
岐阜県庁トップ＞環境＞廃棄物・不法投棄＞廃棄物＞３Ｒ＞岐阜県リサイクル認定製品
http://www.pref.gifu.lg.jp/kankyo/haikibutsu-fuhotoki/haikibutsu/3r/nintei/
で紹介しています。

わがまちの環境保全と対策

「ハリンコが泳ぎ、ホタルが舞う 水都・大垣」を目指して

大垣市長　小　川　　　敏

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会並びに会員の皆様には、日頃より循環型社会の構築と産業廃棄物の適正処理に関しまして、格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申しあげます。

本市は、岐阜県濃尾平野の北西部に位置し、日本列島のほぼ中央に位置しています。古くから東西の経済・文化の交流の拠点として栄え、大正7(1918)年4月1日、全国で71番目の市として誕生しました。西濃圏域の中心都市としての基盤を着実に築きあげ、中部圏有数の産業文化都市として発展しているまちです。

平成18年3月には上石津町、墨俣町との合併により、平成24年3月末現在、人口約16万4千人、面積は206.52㎢を有しています。

さて、今日の環境問題につきましては、地球温暖化防止や省エネ・節電対策、廃棄物の再資源化など種々多様になってきており、加えて、昨年3月に発生しました東日本大震災に伴う原発事故による放射能汚染など早急に対応しなければならない課題が山積しております。

このような中、本市においては、平成19年7月に大垣市環境基本条例を制定し、平成21年3月には大垣市環境基本計画を改訂しました。さらに、本年度からは、平成25年度から平成29年度までの計画となる後期大垣市環境基本計画とその実行計画の位置付けとなる第2次エコ水都アクションプランを策定する予定であります。

また、ごみ処理につきましては、ごみの多様化等に対応するため、積極的なごみ減量化とリサイクル施策を展開してきました。これまで行ってきましたビン・カン・ペットボトルの分別収集に加え、平成24年4月から新たにプラスチック製容器包装のうち、ボトル・カップ・トレイの分別収集を開始しました。収集したプラスチック容器包装については、平成24年4月から稼動しておりますリサイクルセンターで選別・圧縮・保管し、再商品化事業者に引き渡しをします。このことにより、これまで焼却処理しておりました一般家庭から出る生活系ごみの容積で約40%、重量で約10%を占めるといわれるプラスチック製容器包装のリサイクルが可能となりました。

限りある資源の有効利用と可燃ごみの減量により、二酸化炭素の発生を抑制し、地球温暖化防止を図るとともに、焼却灰の発生も抑制できることから、最終処分場の延命にも繋げていきます。

最後になりましたが、様々な環境問題を克服し、持続可能な循環型社会を構築していくためには、行政のみならず、市民、事業者、各種団体、学識経験者等が協働し、これらの諸問題に取り組んでいかなければならないと思います。

今後とも、貴協会のご協力をお願いするとともに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

みんなで相乗効果を高めるプロジェクト

CSR2プロジェクト

青年部会会長　小　塚　将　樹

各都道府県の青年部協議会が主導して取組をしている、「CSR2プロジェクト」についての講習会を先般、県内で開催しましたので、この機会にプロジェクトの概要についてご紹介をさせていただきます。会員の皆様におかれましても、このプロジェクトをご理解いただき、趣旨を尊重した活動を展開していただきますようお願いします。

【本プロジェクトの概要】

近年、企業は事業活動を行う中で、社会的な公正さや環境への配慮、地域貢献等を通じて関わりのある利害関係者（ステークホルダー）に対し、責任ある行動をとるべきだという企業の社会的責任（CSR : Corporate Social Responsibility）の考えが広がっています。

産業廃棄物の適正処理を推進し、国民の生活環境の保全と産業の健全な発展に貢献することを目的として設立された（公社）全国産業廃棄物連合会の活動は、まさにCSRの考えそのものだと言えます。

「CSR2プロジェクト」は、環境保全、社会貢献、ガバナンスと情報開示等、産業廃棄物処理業界にとって非常に重要な活動を推進することによって、企業と社会の持続的な発展を図る活動です。

【本プロジェクトの取組】

この活動は、全産連が主体となり、各都道府県の青年部協議会が中心となって活動を展開しています。全産連に所属する全国の企業各社が、活動を行う部門ごとにエントリーした上で、具体的なCSR活動を展開していくものです。

取り組み期間中における参加企業等の成果、内容等について評価し、優良事業を表彰していきます。単に活動の規模の大小を競うのではなく、本企画に参加する率が高い地区や、CSR普及啓発のための優良事業が評価されるものです。

【具体的な部門別の活動(例)】

1　ご当地CSR活動部門(各都道府県別及びブロック別に実施した活動)

- 県で実施されるお祭りに参加しました。また、お祭り翌日に県の青年部協議会で清掃を実施しました。
- ○○による災害で被害に遭われた地区への義援金の募集活動及び有志によるボランティア活動を○○ブロックで展開しました。　等

2　コンプライアンス部門(法令等の遵守の為に実施した活動)

- ハラスメント防止の為の講習会を実施しました。
- 労働安全管理を徹底する為に新たな取組をしました。
- 利害関係者との円卓会議、座談会を開催しました。　等

3　環境貢献部門(環境保全の為に実施した活動)

- グリーンカーテンをおこないました。
- 太陽光パネルを設置しました。
- 社員のマイカー通勤を減らすように啓発活動をしました。　等

4　社会貢献部門(社会貢献の為に実施した活動)

- 東日本大震災支援の為の義援金集めを行ないました。(現地でのボランティア活動をしました。)
- 伝統文化承継・醸成の為にその発表会の開催費用を支援しました。
- 森を守る活動の一環として間伐作業に行きました。　等

5　地域貢献部門(地域社会の為に実施した活動)

- 近隣の中学生を工場見学に招待し、環境教育を行なっています。
- 地域の伝統的なお祭りに会社として参加しています。
- 定期的に工場周辺の清掃活動を行っています。　等

6　ステークホルダーとの共同実施部門(排出事業者、従業員、その他の関係者とで共同で実施した活動)

- 排出事業者と共同で、近隣の生き物マップを作成しました。作成されたマップは小学校に配布しました。
- 搬入事業者へのポイント制度を活用し、ポイントを被災地に義援金として寄付しました。
- 排出事業者の社員との交流を深めるため、互いの事業について学ぶための勉強会を定期的に開催しています。　等

7　ぴりり部門(取組としては小規模であっても大きな効果をあげた活動)

- エコマイレージ制度を活用し、そのポイント分を地域貢献活動を行うNPOに寄付しました。
- 従業員の家族の為に野外活動を満喫していただきました。野外活動では子どもたちに自然保護の大切さを理解してもらう為の講義も行いました。　等

8　人づくり部門(雇用、労働安全衛生など社員のモティベーションアップに寄与した活動)

- 従業員満足度向上の為の様々な仕組み構築、女性・障がい者・シニア社員等のダイバーシティ雇用（雇用の機会均等)、事故防止、健康診断、労働安全衛生等　等

9　啓発部門(このプロジェクトへ積極的に参加したかを都道府県別に評価する部門)

- エントリー率100％を達成した都道府県
- プロジェクト提出した企業数／各都道府県登録会員数

【最後に】

このプロジェクトへのエントリーの締め切りは、24年3月末となっており、岐阜県内でエントリーをしていただいた企業数は13社でした。

現在、エントリーは終了していますが、お問い合わせいただければ対応を検討します。多数の会員の皆様の参加をお待ちしています。(問い合わせ先　㈱小塚メタル　小塚将樹　０５８－３２７－３３１１)

CSR2プロジェクトについて詳しく解説したホームページもご覧ください。
http://www.csr2-project.jp/

青年部会の会員を募集しています

入会資格　45歳以下で、企業の経営者、同後継者、企業が推薦する者
申込方法　青年部役員又は協会事務局にご連絡ください。

〈社〉岐阜県産業環境保全協会〉

○理事会の開催

平成24年2月15日(水)に、平成23年度第5回理事会を岐阜市内の「県民ふれあい会館」で開催しました。

粥川理事長が議長となり議事に入り、最初に報告事項として次のことが報告されました。

(1) 会議報告
- (公社)全国産業廃棄物連合会中部地域協議会第2回専務理事会議(平成24年1月31日開催)
- (公社) 全国産業廃棄物連合会第2回全国正会員事務局責任者会議(平成24年2月3日開催)

(2) 委員会報告
- 総務委員会
  第3回委員会(1月26日)の審議結果
- 研修指導委員会
  第3回委員会(1月25日)の審議結果
- 広報編集委員会
  第4回委員会(1月25日)の審議結果
- 適正処理委員会
  第3回委員会(1月26日)の審議結果
- 公益法人制度改革対応検討委員会
  第10回委員会(1月26日)の審議結果

(3) 青年部会報告
- 第9回役員会(1月13日)の開催結果
- 第2回全国正会員青年部会長会議(2月10日)の出席報告

続いて、次の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり可決承認されました。

第1号議案　平成24年度事業計画について
第2号議案　平成24年度予算について
第3号議案　㈳岐阜県産業環境保全協会会費規程の一部改正及び同産業廃棄物対策基金設置運営規程の廃止について
第4号議案　㈳岐阜県産業環境保全協会の諸規程の一部改正について(*1)
第5号議案　平成23年度優良会員等理事長表彰の被表彰者の選考について
第6号議案　第45回通常総会の開催について
第7号議案　会員証について(*2)

続いて、その他の事項で「会員の状況について」の報告がありました。

第5回理事会

＊1　当協会が「一般社団法人」に移行することに伴い、次に記載の規程類の名称変更等を行いました。
　産業環境保全協会委員会規程、同会計規程、同事務処理規程、同就業規程、同給与等支給規程、同役員慶弔見舞金規程、同慶弔見舞金支給規程、同表彰要綱

＊2　当協会の正会員に配布している会員証(壁等に掲示頂いているもの)を、当協会の名称変更に伴い、その様式を変更するものです。

○委員会の開催

平成24年1月25日(水)

- 第3回研修指導委員会を開催し、「当委員会が所管する24年度事業」及び「総会開催時に開催する講演会の開催」について

協議を行いました。

- 第４回広報編集委員会を開催し、「当委員会が所管する24年度事業」及び「協会誌第90号の編集方針」について協議を行いました。

平成24年１月26日(木)

- 第３回総務委員会を開催し、「当委員会が所管する24年度事業」及び「一般社団法人への移行に伴う当法人の諸規程の一部改正」について協議を行いました。
- 第３回適正処理委員会を開催し、「当委員会が所管する24年度事業」及び「巡回指導車の配置等に関する要領の改正」について協議を行いました。
- 第10回公益法人制度改革対応検討委員会を開催し、「一般社団法人への移行登記申請」について協議を行いました。

○一般社団法人岐阜県産業環境保全協会への名称変更

第44回通常総会で、一般社団法人への移行にかかる定款変更の可決いただき、その後の事前審査等を経て、正式に移行申請書を提出、審議会の審議を経て、県から移行認可書の交付があったことから、平成24年４月１日付けで法務局に法人の変更登記申請を行い、受理されました。平成24年４月１日から当法人の名称は、「一般社団法人岐阜県産業環境保全協会」となりました。

○青年部会の動向

平成24年３月９日(金)に、「ＣＳＲ２プロジェクト講習会」が、岐阜市内のドリームシアター岐阜において、カーボンフリーコンサルティング㈱ＣＥＯの中西武志氏を講師に迎えて開催しました。青年部の会員10名が受講、登録手続きを行いました。今後は、11月に開催される青年部全国大会での入賞を目指し、活動を進めていきます。

ＣＳＲ２プロジェクト講習会

〈(公社)全国産業廃棄物連合会〉

○全国正会員会長・理事長会議等

平成24年２月24日(金)に、「平成23年度全国正会員会長・理事長会議」が、札幌市内の「センチュリーロイヤルホテル」で開催され、①東日本大震災対応及び放射性物質汚染対処特措法について、②24年度事業計画骨子について等が審議されました。また、この会議に引き続いて開催された「(公社)全国産業廃棄物連合会臨時総会」では、役員の選任方法に関する定款変更等が議題とされ、可決されました。当協会からは、粥川理事長、長谷部専務理事が出席しました。

○全国正会員事務局責任者会議

平成24年２月３日(金)に、「平成23年度第２回全国正会員事務局責任者会議」が、東京都

内の「アジュール竹芝」で開催され、「24年度の事業計画」、「公益法人制度改革に伴う移行関係」等についての説明や情報交換が行われました。また、会議に引き続き行われた「放射性物質汚染対処特措法について」の説明では、環境省の職員から法律の仕組み、運用に関する基本方針について説明を受けました。説明後には、被災地の協会から、「廃棄物の汚染状況を検査する費用の負担が増加しており、こうした費用は誰が負担することになるのか。」といった質問も出されていました。この会議には、長谷部専務理事と梅村事務局長が出席しました。

〈中部地域協議会〉

○全体会議の開催

平成24年２月27日(月)に、「平成23年度中部地域協議会第２回全体会議」が、中部４県の正副会長・理事長、理事等合計23名が参加し、岐阜市内のホテルにおいて開催されました。

中部地域協議会全体会議

冒頭、粥川理事長が歓迎のあいさつを行い、続いて「24年度の事業計画・予算」、「24年度の中部地域での講習会の開催日程」について協議を行いました。続いて「東日本大震災にかかる災害廃棄物」の各県内への受け入れについて、各協会から情況報告を行い、その後、問題点等について熱心に意見交換を行いました。特に、静岡県島田市における積極的な取り組み事例の報告には注目が集まりました。

また、全産連からご出席頂いた仁井専務理事から「全産連の24年度の事業計画の骨子案」について説明をいただきました。

最後の情報交換の場では、「暴排条例」運用状況等についての情報交換が、予定時間を超えて熱心に行われました。当協会からは、粥川理事長、木村副理事長、鈴村副理事長、丹羽研修指導委員長、野村広報編集委員長、長谷部専務理事、梅村事務局長が出席しました。

○専務理事会議の開催

平成24年１月31日(火)に、「平成23年度第２回専務理事会議」が、三重県四日市市において開催され、「24年度の事業計画」、「(公社)全国産業廃棄物連合会会長表彰の推薦」等について協議を行ったほか、協会運営等にかかる各種の問題等について情報交換を行いました。た、会議に先立ち、四日市市内にある太陽化学㈱南部作業所の視察を行いました。この会議には、長谷部専務理事が出席しました。

なお、次回の会議は岐阜県内で開催される予定です。

社名変更の紹介

(平成24年１月から平成24年３月までに届出のあった分)

区　分	新　社　名	旧　社　名
正　会　員	㈱オザキ	㈲尾崎工務店

お　知　ら　せ

新しい会員証を配付します

当法人の名称が、平成24年４月１日から「一般社団法人岐阜県産業環境保全協会」に移行しました。これに伴い、正会員の皆様に配付しています「会員証」を写真のような様式に変更します。新しい会員証は、従来の様式より明るいは色になっております。新しい会員証が到着しましたら早急に従前の会員証との交換をお願いします。

なお、会員証は、正会員には従来と同様すべての会員に交付するほか、今回から、賛助会員で交付を希望される会員にも配付することにしてしましたので、希望される賛助会員の方は協会事務局にご連絡ください。

リソルとの会員契約は休止します

協会の正会員の皆さんが、ホテルやスポーツ施設等をお値打ちな料金で利用できる契約を「リゾートソリューション」との間で、平成22年７月から結び、会員の皆さんに利用を呼びかけてきました。しかし、利用者が想定を下回っていることから、会員契約は平成24年６月末で、ひとまず休止することにしました。これに伴い、配付しています会員証は６月末をもって無効となりますので、それぞれで破棄をお願いします。

なお、６月末までに申し込みが完了しているケースについては、従来の会員料金での利用ができますので、７月以降で利用を予定されている方は早めに申し込みをしてください。

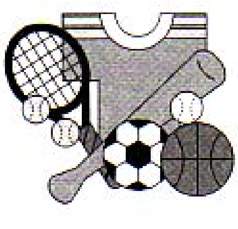

協会ホームページに会員専用入り口を開設しました

新年度からホームページに会員の皆様用に、「会員専用」の入り口を設けました。ここでは、協会の会員だけが利用出来る制度や、保全協 News で提供している情報をいち早く掲載していきます。

利用には、「会員ＩＤ」と「会員パスワード」の入力が必要です。ＩＤ、パスワードは４月上旬に各会員の皆様に「郵送」でお届けをしましたので大切に保管してください。

なお、ログインの都度、パスワード等の入力を省略し、簡単にアクセスできる方法の説明書も同封していますので、こちらもご活用ください。

業務災害補償制度のご案内

会員の皆様におかれましては、日頃から労災事故等の防止に向け、必要な注意を払われていることと思いますが、このたび、上部団体である(公社)全国産業廃棄物連合会が、全国中小企業団体中央会に加入したことにより、同中央会が設定している労災保険ではカバーできない補償・賠償等に対応する「業務災害補償制度」に加入できることになりました。

この制度を利用する場合には団体扱いとなることから、一般加入と比べ保険料が大幅に割引される等のメリットがあります。この機会に、経営上のリスク回避と従業員の労働意欲向上等のためにもご加入をご検討ください。制度についての概要は協会ホームページの「会員専用」に掲載していますのでご覧ください。

なお、この制度への申し込みは、引受保険会社である「東京海上日動火災㈱」の岐阜支社(058-264-5181)または各営業所にお願いします。

お知らせ

2013年版協会カレンダーに掲載する写真の募集

前回の協会誌(24年1月15日号：89号)でお知らせしましたカレンダーの写真募集を、下記の要領で行います。皆さんからのたくさんからの応募をお待ちしています。

募集写真数

6点(1・2月、3・4月、5・6月、7・8月、9・10月、11・12月の各ページに掲載します。)

写真のテーマ

岐阜県内の豊かな自然環境を想像させる写真で、季節感を感じることのできるもの

写真の画質及びサイズ

六つ切り(203㎜×254㎜)程度に拡大出来る画質(応募作品は、2Lサイズの焼き付けでも可)

作品についての注意事項

「応募が出来ないもの」

- 応募者本人が撮影した写真以外のもの
- 既に作品として使用されたことのある写真
- プライバシー等に配慮する必要がある写真
- 広告用の看板等の入っている写真
- 撮影地の現況が変化している写真
- 岐阜県内以外で撮影した写真

「作品に必ず記載いただく事項」

- 撮影者(所属する法人名)、撮影場所
- 作品の題名(付けている場合のみ)

応募資格

当協会の会員、会員の家族、会員の法人等に勤務するもの

提出期限

平成24年8月20日(月)

提出先

〒500-8384　岐阜市薮田南1－11－12　岐阜県水産会館内

(一社)岐阜県産業環境保全協会事務局

その他

- カレンダーの写真に採用された方には薄謝(又は記念品)を贈呈します。また、カレンダー掲載写真付近に撮影者の氏名を掲載するほか、当該カレンダー1部を差し上げます。
- 採用作品に記載された題名については、記載内容の統一性を確保するため改題させていただくことがあります。
- 応募写真はお返しできません。

・応募写真には、この様式をコピーし、必要事項を記載して添付してください。

題　　名	
撮影場所　　＊	
撮影者の住所　＊ 氏　名	
撮影者の帰属　＊ 先法人名	
写真についての説明 （題名を付けていない場合は必ず記載ください。）	

＊が付されている項目は必ず記載ください。

―2012年版カレンダーに使用の写真―

奥の細道むすびの地 大垣市　1～2月

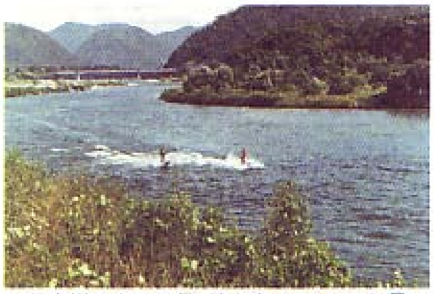
長良川のある風景 岐阜市　7～8月

春の白川郷 白川村　3～4月

東濃路の蕎麦の花 中津川市　9～10月

ひるがののミズバショウ 郡上市　5～6

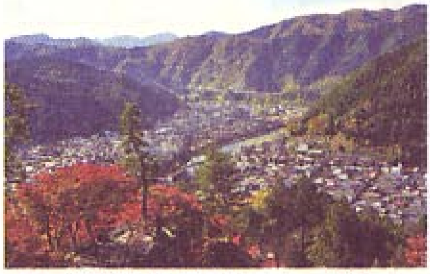
晩秋の八幡 郡上市　11～12月

お　知　ら　せ

岐阜県及び岐阜市の平成24年４月１日付で行われた、定期人事異動をお知らせします。

岐阜県の人事異動（関係分）

◇**環境生活部**

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
部長	秦　康之	環境生活部次長	坂　正光	退職
次長	市川篤丸	教育総務課長	佐々木信英	都市建築部次長

◇**廃棄物対策課**

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
課長	渡辺明徳	街路公園課総括管理監	奥田　浩	環境生活部課長
総括管理監	山口幹夫	飛騨振興局環境課長	大野藤逸	治山課総括管理監
管理調整係				
主任	河原　瞳	岐阜総合医療センター主事	廣瀬めぐみ	旅券センター主査
企画調査係				
――	（補充なし）	――	河田淳司	東濃振興局課長補佐兼廃棄物対策係長
技師	宮下紗絵子	新規採用	葛西徹信	消防課主任技師
一般廃棄物係				
技術課長補佐兼係長	山内康裕	環境管理課技術課長補佐	篠田範夫	薬務水道課技術課長補佐兼薬事麻薬・水道係長
産業廃棄物係				
主査	中村勇夫	中濃振興局主査	渡部浩幸	管財課主査
監視指導係				
課長補佐兼係長（警部）	二村　智	刑事総務課兼警務課課長補佐	谷口高浩	生活安全総務課課長補佐（警部）
――	（補充なし）	――	森田多賀史	関保健所技術課長補佐兼薬事衛生指導係長
主査	竹腰圭司	農政課主査	辻　好宏	岐阜土木事務所主査
技術主査	川上訓徳	廃棄物対策課主任技師	――	――
技師	新田雄司	環境管理課技師	――	――

岐阜市人事異動（関係分）

◇**環境事業部**

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
次長	上松辰宏	環境事業課長	兼山鉄郎	健康部次長

◇**産業廃棄物指導課**

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
産業廃棄物指導課管理監	桂川芳久	産業廃棄物指導課主幹	（新設）	――

◇**産業廃棄物特別対策課**

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
産業廃棄物特別対策課管理監	（補充なし）	――	塩田健二	基盤整備部土木調査課長

平成24年度 産業廃棄物処理業の許可申請等講習会日程

平成24年度の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規・更新)並びに特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の本県及び近県の開催日程を次のとおりお知らせします。

○講習会の申込み手続き(岐阜県の場合)

- 受講を希望者される方は、あらかじめ当協会に電話(０５８－２７２－９２９３)で問い合わせのうえ、受講予約をしてください。
- 受講希望者が定員(各120名)に達したときは、受付を終了します。
- 受講申込書の用紙及び受講の手引きは、当協会又は岐阜県各振興局(事務所)環境課(岐阜市の場合は、岐阜市産業廃棄物指導課)で入手してください。

開催県	新規				更新		特管責任者
	産廃収運	産廃処分	特管産廃収運	特管産廃処分	産廃収運・特管産廃収運	産廃処分・特管産廃処分	
岐阜	9/12～9/13				7/12 10/18		7/11 10/17
静岡	5/16～5/17 10/23～10/24 (25年) 1/22～1/23				7/10 11/6 (25年) 2/14	12/11～12/12	5/18 7/11 11/7 (25年) 2/15
愛知	6/28～6/29 9/3～9/4 10/11～10/12 12/6～12/7	7/31～8/3	8/22～8/24	(25年) 2/18～2/22	6/8 7/20 9/26 11/30 (25年) 1/18	5/17～5/18	6/7 7/19 9/25 10/30 10/31 11/29 (25年) 1/17
三重	8/2～8/3				5/10 10/24	9/20～9/21	5/11 10/25

(注)岐阜県以外については、直接開催県の協会へ受講の受付が可能であるかをお問い合わせください。

(公社)静岡県産業廃棄物協会　☎054-255-8285

(一社)愛知県産業廃棄物協会　☎052-332-0346

(一社)三重県産業廃棄物協会　☎059-351-8488

お知らせ

産業廃棄物処理業の許可の有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は５年です。
許可は更新手続きをしないと失効します。
このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

○　当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の１年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了３ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。

○　更新許可申請には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写しを添付する必要があります。
　許可申請に添付する修了証の有効期限は、原則として講習会修了日から起算して、新規講習会修了証は５年間、更新講習会修了証は２年間とされています。
　（都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。）

○　許可満了日到来２ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を６ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

一般社団法人　岐阜県産業環境保全協会
TEL　058－272－9293

〈電子マニフェストシステム(愛称：ＪＷＮＥＴ)の加入申込み〉

―― 事業者のマニフェスト事務の効率化のために ――

○ 申込み方法

加入申込書、預金口座振替依頼書等の提出が必要です。加入申込書の用紙はＪＷＮＥＴホームページ（http://www.jwnet.or.jp/）から印刷することも可能ですが、当協会に加入申込書等の関係書類を備えておりますので、加入申し込みをされる方は、当協会へお問い合せください。申し込みをしてから、１週間程度で手続きが完了し、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの情報処理センターから加入証等が送付されてきます。なお、インターネット（Web）での申し込みもできますので、詳細はＪＷＮＥＴホームページをご覧ください。

《申込者》加入申込書等の提出 ⇒（郵送）⇒ 《日本産業廃棄物処理振興センター》必要書類の受領
⇒ パソコン版 ⟹ 利用可能
⇒ ケイタイ版 ⟹ 利用可能
⇒ ＥＤＩ版 ⟹ 利用可能

○ 加入の単位

- 排出事業者：排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所など。
- 収集運搬業者：業者単位で加入。（複数加入も可）
- 処分業者：処分事業場単位。（同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、１事業場とすることも可能。）

○ 利用料金平成24年４月より料金改定（一部値下げ）

【排出事業者】

利用区分	排出事業者		
	A料金	B料金	少量排出事業者団体加入料金
加入料(加入時のみ)	3,150円	3,150円	3,150円
基本料(1年間)	25,200円	2,100円	不要
使用料(登録情報1件につき)	10.5円	(66件まで無料) 67件から 31.5円	31.5円

【処理業者】

利用区分	収集運搬業者	処分業者				
		処分報告機能のみ	処分報告機能＋２次登録機能		２次登録機能のみ	
			A料金	B料金	A料金	B料金
加入料(加入時のみ)	3,150円	3,150円	3,150円	3,150円	3,150円	3,150円
基本料(1年間)	12,600円	12,600円	25,200円	12,600円	25,200円	2,100円
使用料(登録情報1件につき)	――	――	10.5円	(66件まで無料) 67件から 31.5円	10.5円	(66件まで無料) 67件から 31.5円

○ 問い合せ先

- (一社)岐阜県産業環境保全協会
  〒500-8384　岐阜市薮田南１－11－12　岐阜県水産会館１階

岐阜県内の加入状況

平成24年４月９日現在

加入区分	加入者数
排出事業者	2,452
収集運搬業者	175
処分業者	102
合計	2,729

＜協会への入会のおすすめ＞

―― 協会組織の拡充・活性化強化を図るために ――

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とは言えないのが現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいただきますよう、お願いいたします。

◎	入会金	正会員		１０，０００円
◎	会　費	正会員	月　額	１０，０００円
		賛助会員	年　額	３０，０００円

◎ 入会方法　　入会には申込書を提出していただきますので、下記の協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

一般社団法人　岐阜県産業環境保全協会

〒500－8384　岐阜市薮田南１－11－12
岐阜県水産会館１Ｆ
ＴＥＬ　０５８－２７２－９２９３
ＦＡＸ　０５８－２７２－６７６４

◎ 会費の納入は便利な口座振替で ◎

会費の納入に便利な口座振替を利用しませんか。

振込手数料がいりません。

銀行などへお出かけになる手間が省けます。

支払日を気にしなくてすみ、安心です。

現在、会員の皆様に約310件のご利用をいただいております。

◆ご利用にあたって◆

1．最初に一度手続きされれば、金融機関の口座から自動支払いができます。

2．次の金融機関をご利用できます。その他の金融機関を利用される場合は、事務局へご確認ください。

銀　　　行（十六・大垣共立・岐阜）
信用金庫（岐阜・大垣・西濃・関・東濃・八幡・高山）
信用組合（岐阜商工・飛騨・益田・イオ・岐阜県医師）
農業協同組合（岐阜県内のすべての農業協同組合）
労働金庫（東海労働金庫）
ゆうちょ銀行（全国のゆうちょ銀行）

3．ご連絡いただければ、預金口座振替依頼書をお送りしますので、ご記入の上ご返送ください。事務局の方で手続きします。

4．お取引金融機関の口座からの振替日は下記のとおりです。ただし、振替日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日となります。

・正会員

期	第１・四半期	第２・四半期	第３・四半期	第４・四半期
月　日	４月27日	７月27日	11月27日	１月27日
金　額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

・賛助会員

４月27日	30,000円

【お申込み・お問い合わせ先】

一般社団法人　岐阜県産業環境保全協会

☎０５８（２７２）９２９３（担当：小野）

産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法】

協会事務局で直接購入する場合
窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換えでの購入となります。

発送を希望する場合
次ページの「産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書」に必要事項をご記入の上、ＦＡＸにて送信ください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

送料は着払い、産業廃棄物管理票代金は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行(郵便局)へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

送料について(送付先が岐阜、愛知、三重、静岡の場合)
単　票１箱　　(１００セット入り)４００円
連続票１ケース(５００セット入り)４５０円
＊詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票((公社)全国産業廃棄物連合会発行)、建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票(マニフェスト)申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

平成24年４月からスタート!!

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の発送に係る送料について

当協会で販売しております産業廃棄物管理票(マニフェスト)の発送に係る送料は、購入者の方に負担いただいておりましたが、このたび、平成24年４月から一般社団法人移行後の会員サービスとして、会員様への発送に係る送料を当協会にて負担しますので、お知らせします。

なお、非会員の方へ産業廃棄物管理票を発送する際の送料については、従来と同様購入者様の負担となります。

(一社)岐阜県産業環境保全協会　御中
FAX　058−272−6764

＊No,　＿＿＿＿〜＿＿＿＿

＊No,　＿＿＿＿〜＿＿＿＿

産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

（単票１箱＝100セット入、連続票１ケース＝500セット入）

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】７枚綴り　公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】８枚綴り　公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト　７枚綴り　建設六団体副産物対策協議会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(一社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行）【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	Ａ５版　66ページ　１冊　110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設六団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	Ａ４版　34ページ　１冊　170円(実費)	冊

平成　　年　　月　　日

〒　　−

住　　所

会 社 名

代表者氏名又は
取扱責任者氏名

電話番号

ＦＡＸ番号

主な業種　　建設業　　製造業　　医療・福祉　　自治体
（○をつける）　その他（　　　　　　　　　　　　）
産業廃棄物処理業（収集運搬業　・　処分業）

＊事務局記入欄

支払方法	発送　払込No	
	窓口　現金	
整　　理		

（注）　＊印の欄は、記入しないでください。

2012．4

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長　野　村　清　晴
副委員長　石　原　幸　喜
天　池　孝　一　　兼　松　誠　吾　　川　合　秋　男　　川　合　雅　和
野々村　　清
編集顧問
大　野　安　一

編集後記

昨年、東日本大震災が発生してから１年と１ヶ月が過ぎました。復興と被災者救援に懸命の努力が続けられておりますが、残念ながら決して十分とは言えない状況であります。しかし、それを批判することは容易ですが、批判によって建設的に物事が推進されることはまずありえません。それらは専門家とその任に当たる責任者にお任せすることとして、ここでは重要な点を一つ指摘しておきたいと思います。

復興を大いに妨げている大量の震災瓦礫の処理が、ほんの一部を除いて処理を引受ける自治体がないということであります。理由は、住民が反対するからです。これが民主主義なら、民主主義とは困っている人を助けない主義なのであろうか。廃棄物処理を適正（適法であることは勿論）に処理するため住民の理解を得ることに大変苦労している業界関係者にとっては痛感される現象であります。ここで聖徳太子が制定されたという十七条憲法第１条を参考までにご紹介します。

［言葉の宝石］第17条の憲法第１条（出典　金治勇著「聖徳太子のこころ」）

（読み下し）一に日（い）わく、和を以（も）って貴（とうと）しとなし、件（さから）うこと無きを宗（むね）とせよ。人みな党あり、また達（さと）れるもの少なし。ここをもって、あるいは君父（くんぷ）に順（したが）わず、また隣里（りんり）に違（たが）う。しかれども、上（かみ）和（やわら）ぎ下（しも）睦（むつ）びて、事を論（あげつら）うに諧（かな）うときは、すなわち事理おのずから通ず。何事か成らざらん。

（現代語訳）一にいう。和をなによりも大切なものとし、いさかいをおこさぬことを根本としなさい。人はグループをつくりたがり、悟りきった人格者は少ない。それだから、君主や父親のいうことにしたがわなかったり、近隣の人たちともうまくいかない。しかし、上の者も下の者も協調・親睦（しんぼく）の気持ちをもって論議するなら、おのずからものごとの道理にかない、どんなことも成就（じょうじゅ）するものだ。

記　大野　安一

平成２４年４月１５日発行　第９０号
編集発行　一般社団法人岐阜県産業環境保全協会
理事長　粥　川　長　司
〒500－8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階
TEL＜058＞272－9293　FAX＜058＞272－6764
http://www.gifu-hozen.jp
E-mail info@gifu-hozen.jp
印刷　共　和　印　刷　株　式　会　社

協会のシンボルマーク

クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

寿和（としわ）工業株式会社

環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

業務内容　廃棄物・水質・土壌・臭気の分析等を行っています

産業廃棄物
- 溶出試験
- 含有試験

水　質
- 地下水
- 河川水
- 湖沼水
- 工業用水
- 浄化槽放流水
- 工場排水、など

土　壌
- 底質
- 田、畑土、など

肥　料
- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

臭　気

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業

（処　分　業）・燃え殻　・汚泥　・廃プラスチック類　・金属くず　・動植物性残さ　・木くず
・紙くず　・繊維くず　・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　・ゴムくず
・廃油（タールピッチ）　・13号廃棄物

（収集運搬業）・燃え殻　・汚泥　・廃プラスチック類　・金属くず　・動植物性残さ　・木くず
・紙くず　・繊維くず　・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　・ゴムくず
・廃油　・13号廃棄物　・廃酸　・廃アルカリ

特別管理産業廃棄物処理業

（処　分　業）・特定有害廃石綿等

（収集運搬業）・特定有害廃石綿等　・引火性廃油　・腐食性廃酸　・腐食性廃アルカリ
・感染性産業廃棄物　・特定有害廃油　・特定有害廃酸　・特定有害廃アルカリ
・特定有害燃え殻　・特定有害汚泥　・特定有害ばいじん
※許可内容詳細についてはご相談ください。

建設業

環境関連機器販売

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、お困りの点・お悩みの点などございましたら、何なりと、下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214　岐阜県可児市広見一丁目47番地
TEL.（0574）62-2121（代）　FAX.（0574）62-6661

協会正会員の皆様へ

RESOL リソル

福利厚生代行サービス

「ライフサポート倶楽部」
岐阜(鵜飼)・金沢(兼六園)宿泊プランのご案内

- ●ご予約はホテルに直接お申込み下さい。(予約センターでの受付はできませんのでご注意下さい)
- ●お申込み時に、「名古屋Webチラシ」を見たとお伝え下さい。
- ●「鵜飼・宿泊プラン」で鵜飼中止の場合、観覧船代3,300円はお返しします。
- ●「鵜飼・宿泊プラン」のお土産は、1室につき1個とさせていただきます。
- ●「小京都金沢街歩きプラン」の兼六園入園券と周遊バス券はチェックイン時にフロントにてお渡しします。

2012年

鵜飼・宿泊プラン

期間 五月十一日～九月十日迄

お土産付

宿泊+朝食+鵜飼弁当(夕食)+鵜飼観覧船乗船券付

2名1室(ツイン)	3名1室(トリプル) 2名1室(セミダブル)
お一人様 **9,000円** (税サ込み)	お一人様 **8,500円** (税サ込み)
~~通常価格16,162円~~	~~通常価格14,430円~~

1名1室(シングル)でご利用の場合は、
お一人様 **9,500円** (税サ込み)

※土・祝前は、プラス500円

●城下まち金沢周遊号 1日フリー券

●兼六園入園券

3名1室(トリプル)	2名1室(ツイン)
通常 9,400円(税サ込)	通常 10,300円(税サ込)
お一人様料金 **5,000円**(税サ込)	お一人様料金 **5,500円**(税サ込)

※土・休前日はお1人様1,000円増しとなります。

■プラン内容 ＜期間:H24.4/1～H25.3/31＞

宿泊＋朝食＋兼六園入園券＋周遊バス1日券付

※4/28～5/5、7/14・7/15・8/11～8/14・9/15・9/16・10/6・10/7・2/9・2/10 の設定はございません。

▶ご予約電話番号 058-262-9269

あなたのオフを、もっとスマイルに。

RESOL リソル ホテルリソル岐阜

〒500-8175 岐阜県岐阜市長住町6-8

TEL.058(262)9269 FAX.058(264)1330

▶ご予約電話番号

076-221-9269

あなたのオフを、もっとスマイルに。

RESOL リソル ホテルリソルトリニティ金沢

〒920-0855 石川県金沢市武蔵町1-10

TEL.076(221)9269 FAX.076(263)7711

自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future

HATSURI
KIMURA
CORPORATION

株式会社
斫木村（はつり　き　むら）

■本　社
〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■斫木村リサイクルセンター
〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004

「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献

タカイ商事株式会社

TAKAI

産業廃棄物収集運搬業

（岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、福井県、京都府）

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

（岐阜県）

許可品目

廃油、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、繊維くず

産業廃棄物中間処理業

（焼却、破砕、圧縮、切断、脱水、中和）

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

特別管理産業廃棄物収集運搬業

（岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県）

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

（焼却、中和）

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

**産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい**

産業廃棄物総合焼却処理工場

〒501−1183
岐阜県岐阜市則松1469番地の3
TEL（058）239−9931
FAX（058）239−9828
E-Mail takaisho@sweet.ocn.ne.jp
URL http://www4.ocn.ne.jp/~sanpai/

企業理念

“安全で安心”循環型社会の創造は私たちの使命です

JAB
EMS Accreditation
RE023

GRCEA ISO 14001
04GRC-EA100

有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境（環境アセスメント）の保全を図る上で極めて重要なことであります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである『ISO14001』認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。

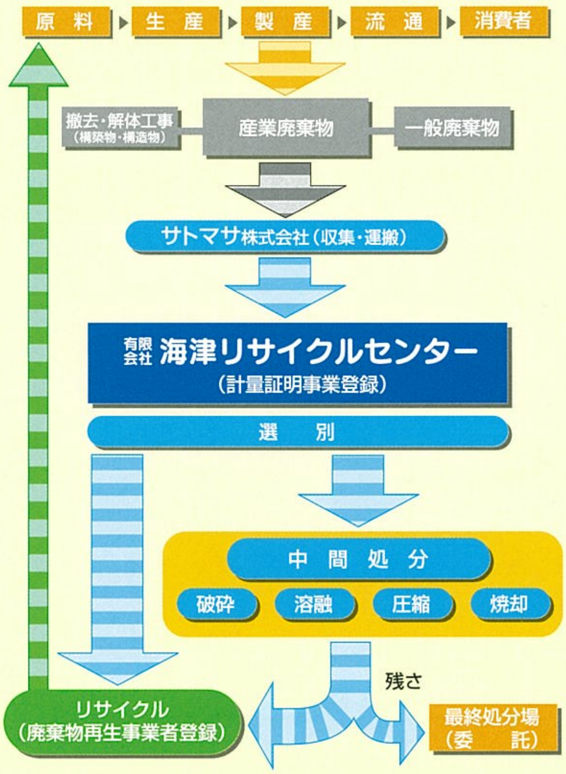

〈加盟団体〉サトマサグループ

（一社）愛知県産業廃棄物協会
（一社）岐阜県産業環境保全協会
（一社）三重県産業廃棄物協会
岐阜県清掃事業協同組合
愛知県地域環境創造協会

有限会社 海津リサイクルセンター
〒503-0643　岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103　Fax.0584-53-3104

サトマサ株式会社
〒496-0045　愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103　Fax.0567-26-4843

http://www.satomasa.co.jp　E-mail : info@satomasa.co.jp